

令和8年3月27日

伊勢崎市長 臂 泰 雄 様

伊勢崎市環境審議会
会 長 高橋 みどり

第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について（答申）

令和7年11月10日付け伊環第308号で本審議会に諮問のありました「第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定」につきまして、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

1. 本改定案では、地球温暖化対策の推進に関する法律が定める範囲に関して、本市が実行すべき取組が十分に示されており、妥当と判断します。
2. 本計画の推進にあたっては、温室効果ガスの排出量の削減のみに終始することなく、地球温暖化対策の2本柱である緩和策と適応策が実効性のあるものとなること、他の関連する計画と相乗効果を生み出すことを期待します。
3. 本改定案では、2050年までの人口等各推計値に基づき、2050年ゼロカーボン達成することとしています。大規模工場の進出などにより推計値と乖離が生じた場合には、ゼロカーボンの実現性が大きく低下することも考えられますので、2050年ゼロカーボンに向けて、適宜必要な見直しや改定を期待します。
4. 適応策のうち、特に市街地の緑化による対策に関しては、今後改定が予定されている「伊勢崎市みどりの基本計画」にて検討する予定であることから、本計画にその具体的な内容を織り込まないことは相当であると判断しました。
しかしながら、本市において、日本国内歴代最高の41.8℃を観測したことを鑑みれば、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策として、市街地の緑化に関する具体的な施策が欠けては良質な計画とはなりません。今後改定される「伊勢崎市みどりの基本計画」では、市街地の緑化による温暖化対策に関して、具体的な目標が設定されることを期待します。また、第3次伊勢崎市環境基本計画の改定の際にも言及されることを期待します。